

栃勞発基0510第2号

令和6年5月10日

一般社団法人栃木労働基準協会会長 殿

栃木労働局長



「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針の一部を改正する件」について

安全衛生行政の推進につきまして、平素より格段のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針の一部を改正する件（技術上の指針公示第26号。以下「改正指針」という。）が令和6年5月8日付け官報に公示され、同日（改正指針の別表1及び別表2の規定は、令和7年10月1日）に適用されることとなりましたので、了知の上、その円滑な施行及び運用に御協力くださるようお願いいたします。

